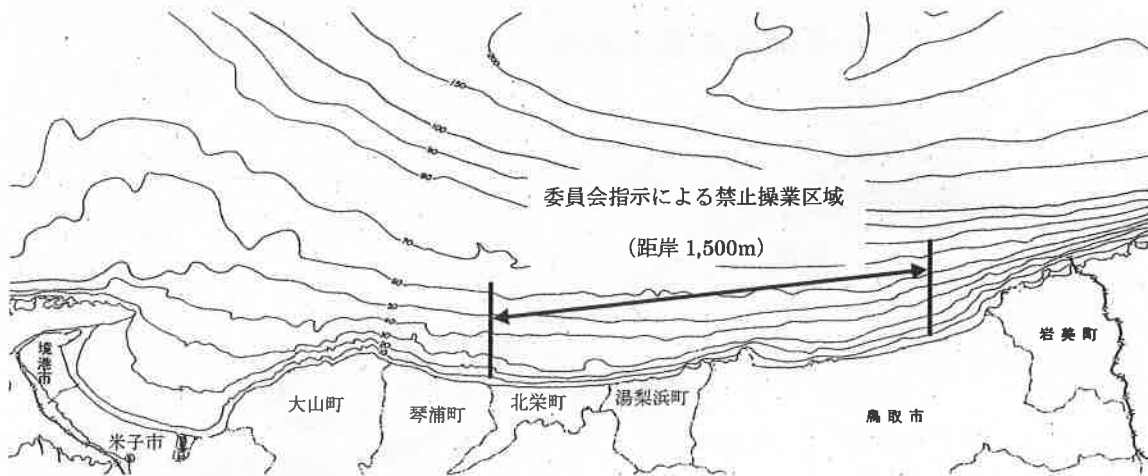


ひきなわ釣漁業の委員会指示について

1 指示の内容（概要）

6月1日から8月31日までの間、鳥取市浜坂から北栄町間の距岸1,500メートル以内の海域でのひきなわ釣漁業の禁止。



2 委員会指示（案）

鳥取海区漁業調整委員会告示第 号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業（ヒラメの採捕を目的とするものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年 月 日

鳥取海区漁業調整委員会会長 渡部俊明

ひきなわ釣漁業については、この指示の有効期間中毎年6月1日から8月31日までの間は、海岸線上における鳥取市福部町と同市浜坂との境界点から正北の線（世界測地系 経度 東経134度13.80分）と海岸線上における東伯郡北栄町と同郡琴浦町との境界点から正北の線（世界測地系 経度 東経133度43.15分）の間の海岸線から1,500メートル以内の海域において操業してはならない。

なお、この指示の有効期間は、令和2年6月1日から令和5年5月31日までとする。

3 前回の指示（平成29年3月7日付鳥取海区漁業調整委員会告示第2号）

- 1 指示内容 前回指示と同じ
- 2 指示期間 平成29年6月1日から平成32年5月31日（3年間）
- 3 備考 平成17年度から指示期間を1年間から3年間としている
（毎年、指示内容が変わらず、特段問題も生じていないため）

4 沿海漁協への意見照会の結果

指示の継続は必要である。

（理由）ヒラメ資源保護のため

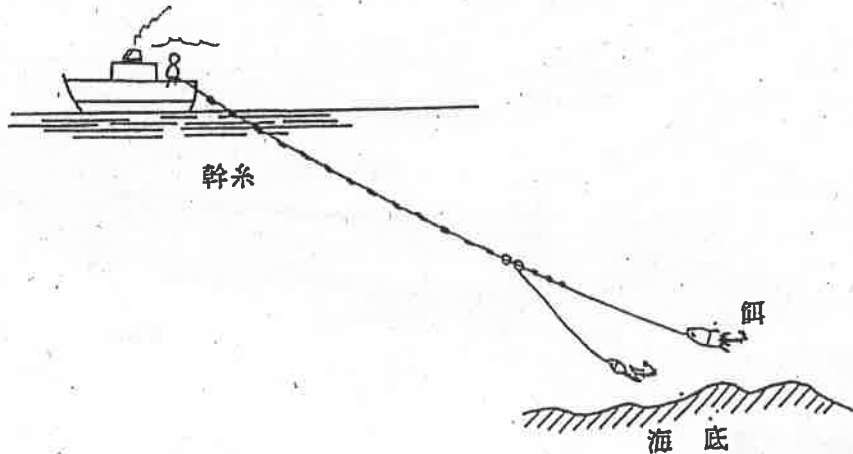
他種漁業（小底等）との調整のため

地区間バランスもあり規制を緩めるべきではない。

(参考)

1 ひきなわ釣漁業について

漁船の後方から、餌あるいは疑似餌（ルアー）を投縄し、これを曳航することにより水産物を獲る漁法（トローリングに同じ。）



2 委員会指示の経緯

ヒラメ等の小型魚の資源保護を目的に、昭和63年度に小型機船底びき網（えびけた網）漁業許可の制限又は条件の改正（別紙）とあわせて、ひきなわ釣漁業の操業を制限する委員会指示を開始。

■ ヒラメ保護に係る自主規制（平成5年度資源管理計画）

漁業種類	自主規制の概要
小型機船底びき網 （えびけた網）	操業禁止区域 水深 30m 以浅 （美保湾を除く） （10-11 月は距岸 1km）
	網目規制 6 節（美保湾を除く）
	休日（6-10 月 週 1 回）
固定式刺網 （三重網）	禁漁期 5 月 （対象海域：30m 以深、福部・岩美沖は 50m 以深、美保湾を除く）
	休日（6-10 月 週 1 回）
全漁業種類	体長制限 全長 25 cm

